

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

貨物自動車運送事業実績報告書

あて 住 所
事 業 者 名
代 表 者 名
(役職名及び氏名)
電 話 番 号

事業概況（ 年3月31日現在）

事業用自動車数	両	従業員数	人	運転者数	人
---------	---	------	---	------	---

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他
・危険物等輸送	()

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数	延実働車両数	走行キロ	実車キロ	輸送トン数		営業収入
	(日車)	(日車)	(キロメートル)	(キロメートル)	実運送(トン)	利用運送(トン)	(千円)
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	
--------	--	--------	--	-----	--	------	--

- 備考
- 区分の欄は、該当する事項を○でかこむこと。
 - 従業員数は、兼営事業があるときは、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
 - 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 - 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）別記様式の（注）の「積載危険物等」をいう。
 - 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（ただし、輸送トン数（利用運送）については当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。
 - 交通事故とは、道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条1項の交通事故をいう。
 - 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

事業実績報告書の取扱要領

本表は、事業者ごとに一葉作成し、各地方運輸局ごとにその管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績について記載し、各々の項目の合計値を全国計の欄に記載すること。

1	区分の欄は、行っている事業の区分について、該当するものをすべて○で囲むこと。
2	事業用自動車数の欄は、3月31日現在の事業計画に記載された事業用自動車の数を記載する。
3	従業員数の欄は、3月31日現在における貨物自動車運送事業に従事する従業員数(役員は含まない)を記載する。
4	事業内容の欄中、その他に記載する場合は、「食料品の集配」、「機械部品の貸切輸送」等、輸送品目、輸送形態を簡潔に記載する。
5	延実在車両数の欄は、事業用自動車の前年の4月1日から当年の3月31日までの1年間において在籍した日数の年間累計を記載する。このため、保有している事業用自動車1両ごとに異動が行われた日まで、あるいは行った日からの日数を把握し、全車両分の合計を算出する必要がある。
6	延実働車両数の欄は、事業用自動車稼働した日数の年間累計を記載する。なお、事業用自動車が稼働したかどうかは1日単位で判断する。このため、1日のうち短時間のみ稼働し、その後は稼働しなかった場合も1日車と算定することとなる。
7	走行キロは、年間の走行距離の実績値を記載する。
8	実車キロは、貨物を積載して走行した年間の走行距離(時間制運賃を適用する場合で運賃収受の対象となる時間内にあっては、貨物を積載しないで走行した場合も実車として扱うこと。)であり、フェリーボートに乗船中の距離は含まれない。
9	輸送トン数は、貨物自動車利用運送に係るものを除外して、年間の総輸送トン数の実績値を、実運送の欄に記載し、利用運送の欄に各地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において貨物自動車利用運送として取り扱った貨物取扱量を記載する。
10	営業収入は、年間の営業収入の実績値を記載する。
11	事故件数の欄は、事業用自動車に関係した全ての交通事故について記載する。死者数の欄は、交通事故の発生から24時間以内に死亡した人の数を記載し、負傷数の欄は、交通事故によって負傷し、治療を要した人の数を記載する。